○国土交通省告示第千三百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月二十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

初の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十号を順次結んだ線及び標柱一号と五十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年内務省告示第三百五十号で指定した土地の区域及び昭和三十八年建設省告示第二千二百九十四号で指定した土地の区域を除く。）

長野県伊那市高遠町芝平

七九五番　一号

七九七番一　二号から七号まで及び十二号から十五号まで

七九七番四　八号及び九号

七九七番五　十号

七九七番三　十一号

七九七番二　十六号から二十号まで

七九七番三　二十一号

五七七番二　二十二号

五七五番二　二十三号、二十四号及び四十六号から四十九号まで

五七三番一　二十五号、四十三号及び四十四号

五八〇番二　二十六号、二十七号及び三十九号から四十二号まで

五六三番　二十八号及び三十七号

五六四番　二十九号

五三四番　三十号

五四八番　三十一号

五六五番　三十二号及び三十三号

五五四番一　三十四号

五五四番二地先河川敷　三十五号

五五四番三地先河川敷　三十六号

五八〇番一　三十八号

五七九番　四十五号及び五十号

○環境省告示第八十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の五第三項の規定に基づき、廃棄物処理センターの住所及び事務所の所在地について変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月二十四日

環境大臣　松本　龍

一　名称　財団法人愛知臨海環境整備センター

二　住所

変更前　愛知県知多市緑浜町二番二

変更後　愛知県知多郡武豊町字三号地一番地

三　事務所の所在地

変更前　愛知県知多市新舞子地先

変更後　愛知県知多郡武豊町字三号地一番地

○東北地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号及び四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
十和田市大字大沢田字池ノ平一二三番二から青森県上北郡七戸町字笊田七四番一まで	前	一五・七〇～八九・六七メートル	二・九二七キロメートル
	後	一五・七〇～八九・六七メートル	二・九二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四号及び四十　十和田市大字大沢田字池ノ平一二三番二から青森県上北郡七戸町字笊田七四番一まで　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

五号

○関東地方整備局告示第四百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十九号　塩尻市大字広丘原新田六〇〇番から同市大字広丘吉田字道東九八二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月二十四日

○近畿地方整備局告示第二百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大津市下阪本三丁目字浄戒口一七六三番八から同市下阪本三丁目字浄戒口一七五八番二まで	前	三八・四九～四一・三〇メートル	〇・〇三八キロメートル
	後	三八・四九～三九・八四メートル	〇・〇三八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十四日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大津市唐崎四丁目字蟹川八五六番一地内	前	四七・二一～五七・九二メートル	〇・〇一一五キロメートル
	後	四九・五二～五七・四六メートル	〇・〇一一五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所